

次の通り、プロポーザルを行うので公告する。

公立甲賀病院
院長 辻川 知之

記

公立甲賀病院売店運営事業に係る事業者選定プロポーザル実施要綱

1. 業務名

公立甲賀病院売店運営事業

2. 趣旨

この要綱は公立甲賀病院において、飲食物、日用品、医療衛生材料等の販売を行うことにより、病院利用者の利便性の向上、職員の福利厚生の実現を図ることを目的とする。

3. 契約期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。
但し、契約期間満了の6ヶ月前までに双方の意思表示がない場合には、1年間延長されるものとする。以降1年間も同様とするが、契約期間の延長は令和16年3月31日までとする。

4. 履行場所

滋賀県甲賀市水口町松尾1256番地
地方独立行政法人公立甲賀病院 診療棟2階 売店 (86.97㎡)

5. 診療実績

項目		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
入院	延入院患者数	112,628人	103,799人	95,434人	98,905人
	一日平均患者数	307人	284人	261人	271人
外来	延外来患者数	221,543人	206,567人	214,769人	214,046人
	一日平均患者数	923人	850人	887人	880人
平均在院日数		11.6日	12日	10.9日	11.2日
病床利用率		74.50%	79.30%	76.60%	79.10%

6. 応募手続き（提出書類）等

本事業に参加しようとする事業者は、別添1「公立甲賀病院売店運営事業に係る事業者選定条件」に基づき、プロポーザル参加資格確認申請書（別紙第1号・3号・4号・5号様式、委託契約書の写し又は契約を証する書類・資料を以下の通り提出すること。尚、提出書類は原則A4サイズの用紙を使用すること。

(1) 提出期限：令和5年10月18日（水）12時迄

(2) 提出場所：〒528-0074

滋賀県甲賀市水口町松尾 1256 番地

公立甲賀病院 管財課 担当：南井・久保

(3) 提出方法

① 持参の場合

土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く9時～17時
(18日は12時)迄とする。

② 郵送の場合

速達の簡易書留郵便で令和5年10月18日（水）12時迄に必着する事。

(4) 提出書類に関する質疑

下記の要領で提出書類に関する質疑・回答を行う

① 質疑受付期間：令和5年10月3日（火）～11日（水）12時迄

② 提出方法：公立甲賀病院管財課へ e-mail（使用ソフト：マイクロソフト社ワード（Windows版 office2007以降）により提出すること。（任意書式）

e-mail：kh28@kohka-hp.or.jp

③ 質疑に対する回答

公立甲賀病院のホームページ上で10月13日（金）に回答する。

7. 業務実績

事業者において業務実績を有する場合、売店運営事業実績表（別紙第3号様式）に記載すること。尚、実績内容は、本公告日から過去10年間における、当該売店と同等規模の運営事例とし、発注先の詳細な情報が分かる資料を添付の上、委託契約書の写し又は契約を証する書類を提出すること。（最大5契約まで記入）

8. 資格認定結果通知

6. に定めた書類を期限内に提出した事業者に対し令和5年10月19日

(木) に文書により本事業に関する資格認定結果通知を行う。また、認定通知を受けた事業者に対しては、本事業における仕様書等も併せて送付(郵送)する。

9. 現地見学について

本事業の参加資格があると認められた事業者のうち、希望者は現地見学をすることができる。尚、現地見学時では質問は受け付けない。

開催日時：令和5年10月24日(火)～26日(木)

1時間程度 ※時間は別途通知

連絡先：公立甲賀病院 管財課

担当 南井・久保

電話番号 0748-65-1596 (直)

*集合場所は公立甲賀病院正面玄関前とする。

*車利用の場合は、南側駐車場(一般来院者用)を利用のこと。

10. 質問、回答の実施

本事業の参加資格があると認められた事業者に対し、本事業に関する質問、回答を次の要領で実施する。

(1) 質問書の提出

① 提出期限：令和5年11月2日(木) 12時迄

② 提出場所：公立甲賀病院 管財課

担当 南井・久保

[e-mail : kh28@kohka-hp. or. jp](mailto:kh28@kohka-hp.or.jp)

③ 提出方法：質問書(別紙第2号様式)に質問を記入のうえ、公立甲賀病院管財課へe-mail(使用ソフト：マイクロソフト社ワード(Windows版office2007以降))により提出すること。

(2) 質問書の回答

公立甲賀病院のホームページ上で令和5年11月8日(水)に回答する。

11. 業務実施

本事業の参加資格があると認められた事業者は、業務実施に関する内容として、次に掲げる事項について検討した上で、資料作成を行うこと。

(1) 別添2「仕様書」に記載された内容等を踏まえ、別添4.(1)～(3)「提案書様式」に基づき提案書として提示すること。

- (2) 別添2「仕様書」等の内容を踏まえ、売上に応じた手数料を病院に支払うことが可能な場合は、別添6「見積書」にて提出すること。その際、2022年度年間売上実績金額を元に、1年間の想定手数料金額(税抜)を記載すること。尚、手数料が無い場合でも記載し、提出すること。
- (3) 提案書及び見積書については、次により提出すること。尚、提案書及び見積書の提出形式は印刷文書及びCD-Rによること。
(使用ソフト:マイクロソフト社ワード(Windows版office2007以降))
- ① 提出期限:令和5年11月15日(水)12時迄
 - ② 提出場所:〒528-0074
滋賀県甲賀市水口町松尾1256番地
公立甲賀病院 管財課
担当 南井・久保
 - ③ 提出部数:提案書(正本1部 複本10部)、見積書、
CD-R1枚(用紙は縦A4サイズとする。)
 - ④ 提出方法
 - 1) 持参の場合
土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く9時~17時
(15日は12時)迄とする。
 - 2) 郵送の場合
令和5年11月15日(水)12時迄に必着する事。
尚、提案書及び見積書については、速達の簡易書留郵便とする。

12. プレゼンテーション

上記で提出された提案書等の内容について、一次審査を通過した上位3社程度の事業者に対し、プレゼンテーションを実施する。

- (1) プレゼンテーション実施日・場所等の詳細については、提案書提出後の一次審査を通過した事業者に対して、一次審査結果と同時に通知する。
- (2) プレゼンターは、その補助説明者を含め3~4名まで同席可能とする。

13. 留意事項

事業者は、以下の点に留意すること。

- (1) 事業者選定要綱の承諾
事業者は、6.に関する書類の提出をもって、本要綱の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 費用負担
提出に関し必要な費用は、事業者の負担とする。

- (3) 提出書類の扱い
事業者の提出する書類の著作権は、事業者に帰属する。尚、当院が必要と認めるときは、事業者の承諾を得て提出書類の全部または一部を使用できるものとする。
- (4) 公立甲賀病院からの提示資料の取り扱い
当院からの提示資料がある場合、提出に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (5) 提出書類の変更禁止
提出書類の変更はできない。但し、誤字等の修正についてはこの限りでない。
- (6) 使用言語等
提出に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。
- (7) 結果の通知及び公表
審査結果については、各事業者に文書で通知するとともに、最優秀企画提案者は当院のホームページ上で公表する。
- (8) 本事業への参加資格が認められなかった事業者に対する理由の説明
- ① 入札参加資格が認められなかった事業者は、その理由について、公立甲賀病院長に対して説明を求めることができる。
 - ② ①の説明を求める場合には、その旨を記入した書面を令和5年10月20日(金)から10月27日(金)までの間に、管財課まで持参により提出するものとする。なお、郵送又は電送によるものは、受け付けない。
 - ③ ②の説明を求めた事業者に対する回答は、令和5年10月30日(月)以降に書面により行う。
- (9) プロポーザルの無効
プロポーザルを実施した結果、公立甲賀病院が予め定める最低基準を全ての事業者がクリアできなかった場合、プロポーザルは無効となることがある。

以上